

2010年度「政策制度改善要請」

[消費者政策]

1. 国の消費者行政の拡充施策を踏まえて、県の消費者行政の体制と機能の一層の強化をはかるため、以下の施策を講ずること。(継続要請)

- (1) 県民の消費生活の安心と安全を確保する観点から、県内全ての市町村に早期に「消費生活センター」を設置するとともに、1人体制の相談窓口早期解消にむけて、当該市町村に対して改善指導を行うこと。
- (2) 消費生活相談員を専門職として位置づけ、自立した生活が確保できるよう、報酬の引き上げなど、抜本的な待遇改善をはかること。
- (3) 悪質商法による高齢者の被害を守るために、警察や地域包括支援センター等との連携を強化するとともに、高齢者を地域で守る「地域支援モデル地区」を設定して、県として具体的な指導や支援を行うこと。

<要請の考え方(根拠)>

昨年9月1日の「消費者庁」発足により、消費者の保護と安心・安全な消費生活を目的とする消費者行政の強化がはかられることになった。しかし、各地方自治体の消費者行政は、財政の逼迫等による予算の大幅な削減や職員数の削減などで停滞し、その機能強化が課題とされている。

埼玉県においては、平成13年度以降据え置きとなっていた相談員報酬を本年度から7、8%引き上げ、主任相談員の増員(6人)、また、平成23年度までに全市町村に消費者センター設置など、消費者行政の強化に取り組んでいるが、消費者庁の「地方消費者行政活性化基金」の使途・期間の見直し(本年7月)を踏まえ(既存の相談員の報酬引き上げ財源にも利用可、消費生活センター窓口の機材導入のリース・賃料にも利用可、要請による基金利用期間の1年間延長など)、県内70市町村と連携し、相談員の更なる増員と報酬の引き上げなどの処遇改善、高齢者の地域支援体制の構築など、安心・安全の消費者行政の迅速な推進が求められる。

[緊急雇用対策、貧困対策]

2. 依然として厳しい雇用・失業情勢を踏まえ、雇用と就労・自立生活支援の立場から、国の緊急経済対策事業に盛り込まれた「ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業)」に市町村が積極的に取り組むよう働きかけるとともに、当該市町村への補助など具体的な支援を行うこと。(継続要請)

<要請の考え方(根拠)>

国は離職者の「住まい対策」として都道府県や市町村への補助制度を実施している。昨年3月、厚生労働省の社会・援護局地域福祉課長通知として『ホームレス等の方々には都市部に集中する傾向が認められるが、このような事態が発生すると一自治体での事務処理の困難を招き、適切なホームレス支援事業を実施することができない状況にもなりかねないことから、ホームレス支援事業等の実施主体については、市町村に限ることなく都道府県も対象としているので、広域的な事業の展開が図れるように検討されたい』との通知も出されている。

しかしながら、「緊急宿泊事業」を実施する自治体は生活保護申請が増加するなどの

懸念から、市町村の「緊急宿泊事業」は消極的であるのが実態である。

これまで、住まい対策関係事業の国庫補助金は、県や市町村に直接交付されていたが、2次補正で県や市町村の負担分も含めて、国の交付金を財源として県が基金を造成し、市町村分については当該基金を財源として市町村に補助することとなった。

このことも踏まえ、県としてより広域的な「緊急宿泊事業」の実施が求められる。

[多重債務対策]

3. 多重債務問題に関する相談、解決に向けた処理対応、予防などの総合的な対策を実施するために、以下の施策を講ずること。

- (1) 「多重債務対策協議会」を県の多重債務対策本部として位置づけ、総合的な対策の検討・企画・実行をするために、構成メンバーに、埼玉県社会福祉協議会や労働団体（労働組合）の代表を加え、体制と機能を強化すること。
- (2) 改正貸金業法完全施行（本年6月18日）の周知と、相談対応など多重債務対策を強化するために、県としての支援や補助など行うこと。
- (3) 高校や大学などにおける「金融経済教育」を実施すること。

<要請の考え方（根拠）>

本年6月18日に改正貸金業法が完全実施されることとなった。県としても「多重債務対策」のより一層の強化にむけて、県の対策協議会の体制と機能の強化、および各団体が取り組む多重債務対策活動などへの支援、また学校教育における予防教育の実施が求められる。

[「新しい公共」を担う協同組合・協同労働の促進]

4. 社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加や「地域雇用創造」を促進する担い手として、「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を行うこと。

- (1) 「協同労働の協同組合法」を速やかに制定するよう、国にはたらきかけること。
- (2) 「新しい公共」を推進するために、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための条例制定を推進すること。
 - ・行政と非営利・協同セクターとの関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準を明確にした上での対等なパートナーシップに基づく関係に再構築すること。
- (3) 生協などの協同組合が行う「買い物困難者対策」など（移動販売車、買い物バスの運行など）について、地域振興等の施策や補助事業の対象に含めること。

<要請の考え方（根拠）>

国連は2012年を「国際協同組合年」とすることを宣言し、各国政府に協同組合の育成・促進を求めている。日本においても「協同労働の協同組合」法制化にむけた議員連盟が設立されるなど、法制化に向けた運動が広がっている。

地域における「雇用創造」や社会的弱者への対応など、「新しい公共」の担い手になり得る「協同組合の協働労働」について、その支援・育成が求められる。

※協同労働の協同組合とは、働く人々・市民が、みんなで出資して、民主的に経営し、責任を分かちあって、人と地域に役に立つ仕事をおこす協同組合です。協同労働とは、働く人どうしが協同して、利用する人と協同し、地域に働く人と利用する人の協同を広げる労働の事です。

[フードバンク活動の促進]

5. 新たな福祉活動、社会貢献活動として注目されている「フードバンク活動」について、県として「食品廃棄・ロスを削減し食品として有効に活用」する観点から、また、自治体の備蓄米・食糧等の活用による「食料安定供給策」、「災害時における食料支援システム」としての活用など、「新しい公共」の担い手としてのフードバンク活動を促進するため、県としての支援や補助事業について検討すること。

[中小企業労働者対策]

6. 県の勤労者福祉施策の拡充に資するために、「中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下、中小SC）」の経営自立化施策として当協議会が提案している、未設置自治体も含めた既存の中小SCの広域化（案）なども踏まえて、当該市町への自立化にむけた支援と指導を引き続き行うこと。（継続要請）

【提言する広域化の枠組み】

- ① 「所沢中小SC」・「入間SC」・「狭山SC」の3センターの統合をはかり、未設置の飯能市・日高市も含めた西南地域の広域中小SCの設立をめざす。
- ② 「上尾SC」を中心に、桶川市・北本市・鴻巣市・伊奈町を加えた県央地域の広域中小SCの設立をめざす。
- ③ 「川越SC」を中心に、鶴ヶ島市・坂戸市・越生町・毛呂山町を含めた川越・西入間地域の広域中小SCの設立をめざす。
- ④ 「ふじみ野共済会」を富士見市・三芳町を加えた広域事業化で、共済会から「中小SC」に移行する。

<要請の考え方（根拠）>

「中小企業勤労者福祉サービスセンター」の国庫補助は廃止されたが、中小企業の労働福祉の向上に資するというサービスセンターの目的・役割は普遍的なものであり、むしろ近隣市町村による広域的な「勤労者総合福祉センター」として位置づけ、その事業を定着・発展させていくことが県内中小企業の経営基盤の強化と活性化につながるものと考えます。各「中小SC」は新公益法人制度に伴って2013年11月までに新制度への移行が必要となり、現在その検討がされているが、当協議会が提案する広域化の枠組みも視野に入れた自立化にむけて、当該市町への助言・指導を引き続き行うべきである。

[勤労県民の福祉向上運動の促進]

7. 当社団法人埼玉県労働者福祉協議会、並びに構成福祉事業団体である中央労働金庫埼玉県本部、全労済埼玉県本部、埼玉県勤労者生活協同組合、埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県労働者信用基金協会等は、少子超高齢社会に対応する勤労県民の生涯にわたる暮らしと生活のサポート、雇用と就労機会の拡大と創出、また、ともに支えあい・助けあう「共生の地域社会づくり」をめざして様々な活動を展開している。

自助・共助・公助のバランスの取れた福祉システムによって安心・安全で、いきいきとした「ふるさと埼玉」を創造していくために、共助の自主福祉運動を担う当協議会、並びに構成福祉事業団体に対して、引き続き支援と協力を行うこと。

（継続要請）

以上